

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第275号）

〔 「不就学・編入学法律上可能根拠不存在非公開決定異議申立事案」他5件 〕

（答申日：平成28年11月2日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の決定は、いずれも妥当である。

第二 異議申立てに至る経過等

1 各公開請求について

異議申立人は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）（担当部署は、別紙に記載の担当室課）に対し、別紙に記載の請求日に、別紙に記載の公開請求の内容を求めて、情報公開請求を行った。

別紙番号1から3まで、5及び6の5件の公開請求に対し、別紙に記載の決定日に、実施機関は条例第13条第2項の規定により不存在による非公開決定を行い、別紙に記載の決定の理由を付して異議申立人に通知した。

また、別紙番号4の公開請求に対し、別紙に記載の決定日に、実施機関は、対応する文書として、別紙に記載の決定の理由（公開することと決定した行政文書）に掲げる文書を特定の上、条例第13条第1項の規定により、その全部を公開する旨の公開決定を行い、異議申立人に通知した。

2 異議申立てについて

別紙に記載の異議申立日に、異議申立人は、上記1別紙番号1から6までの6件の実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対する異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

これら6件の決定に対する本件各異議申立ては、いずれも在日韓国・朝鮮人の義務教育の有無や義務教育期間中の退学の可否、不就学期間等の問題に関するものであることから、当審査会においては一括して審議することとした。

第三 異議申立ての内容について

本件各異議申立ての内容は、別紙の異議申立ての理由等に記載のとおりである。

第四 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行

政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことにより府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

2 別紙番号1から3まで、5及び6の異議申立てについて

異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張には理由がない。

3 別紙番号4の異議申立てについて

実施機関が対象文書として決定した文書以外の文書の存在にかかる、異議申立人の特段の主張はなく、異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張に理由はない。

4 今後の請求への対応について

大公審答申第264号において当審査会が述べたとおり、異議申立人が、今後、在日韓国・朝鮮人の義務教育の有無や義務教育期間中の退学の可否、不就学期間等の問題に関連して、①明らかに存在するはずのない文書を求める請求や、②請求内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書を繰り返し求める請求、③職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等を行い、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであることが明らかと認められるときは、実施機関は、当該請求が権利の濫用に当たるものとして、当該請求を却下することができるというべきである。

第五 結論

以上のとおり、本件各異議申立てには理由がないから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

小谷 寛子、尾形 健、近藤 亜矢子、長谷川 佳彦